慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	利用と所有
Sub Title	Les locations perpétuelles ou a longue durée
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.12 (1971. 12) ,p.1063(1)- 1077(15)
JaLC DOI	10.14991/001.19711201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19711201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

利用と所有*

渡辺國廣

I
II　1　地役権の発動
　A　利用強要権の検出
　B　過疎地帯における地役権
　C　農地の造成と地役権
　2　恩義による所有
　A　強権下の所有
　B　重家産税
III

I

他人の土地だが，自分のため利用することができるのである。これが，地役権[1]と呼ばれるものであった。18世紀にはいれば，フランスでも，土地について，こうした権利を望む者が目立って来た[2]。という時，彼には財力が不足し，土地を購入できないため，こうするほか彼は，土地にありつけなかったためであった。フランスにおいて土地は依然として，生活のため固執すべき重要な場たり続けた。誰も土地から離れ，生活というものを考えない。近代的進化の方向を欠けば，これもまたやむを得ないところであった。

地役権を望む者が出て来たということ自体，土地を大量に集積する者がいたことを意味しよう。ここで，大量という時，集積者の手にあまることにほかならない。もはやこうした土地は，安く処分されるというほかなかった。しかしそれでは，土地を集積した意味がない。土地を集積するにつ

* この稿は，私の当面の仕事，「フランス土地制度史研究」の第1部「18世紀フランスと土地所有の諸類型」第1章の，後半を構成する。従ってまた，本誌64巻8号に所載のものと，ついの関係にある。

(1) ここでは，location に対し，かかる訳語を与えてみた。

(2) かかる評価と関連しては，Garsonnet, E., *Histoire des locations perpétuelles*, 1879, p. 358 の言及に注意。「ほとんどの地方で，そうした契約がみられた」とする。

いて，彼は貨幣を投じており，もはや彼は土地によって，その回収を考えなければならないのである。そればかりか，貨幣価値の低下というさなかにあって，増大する貨幣必要を乗切るため，土地により貨幣が増殖できるというのでなければならなかった。当時は，徴利が禁止されていた。にもかかわらず，土地に頼り貨幣を増殖することには何の差支えもなかった。かかる際，地役権を願う者の存在はさいわいしよう。こうした者に対し土地を利用させることにより彼は，集積した土地を，収入源に仕立てることにしたのであった。今や土地は，それを集積する者にとり，利殖のための絶好の場と化した。この機会を増そうと，地役権を認めるに際し土地はまた，分割されるということにもなっていく。

利殖の場として，土地が有効に機能しなければならないという以上，土地について地役権をめざす者が優遇されて当然であろう。こうした必要から，地役権を認めた土地については単に，土地の収穫に応じ，何がしか取立てるというだけのことになった。事実また負担は，土地からの収穫ごとに召上げられていた。今や地面だけが，規制の対象であった。地役権をめぐる契約に際し，通常の場合，そのことが前面に打出された[1]。しかしこれは，安易な妥協を意味しない。規制が地面に一本化された時，それだけ規制は厳重なものとなっていった。一方また地役権を認めた領主にしてみれば，土地について収取を安定化したかった。このため地役権を得た者には，いろいろな拘束が及ぶことになったのである。こうした二次的負担[2]は，非常に多岐にわたっていた。集積者は地面に対する負担を据置き，かわってこれら二次的負担を操作することにより，収取について調整をはかった。地面に対する負担を不変とすれば，これら雑負担は可変で，かかる余地を残すことにより土地の集積者は，変動の多い時代に地役権を認めたことにともなう不利を克服しようと願ったのである。今や地役権者は，かかる負担に応ずる者として，土地の集積者と，単なる利用者という以上の，深い関係にはいることになったのであった。

今や土地で，同時に2人の者の関心が満足されなければならない。双方の利害の接点としての土地ということになろう。他に土地を必要とする者，土地で貨幣の増殖だけを狙う者，土地をめぐって，この両者が結びつく時，一体その間を，どう調整したものか。問題は，もともと土地にありつけない者でも，間違いなく土地にありつけさせようとするところにあった。この種の努力は，地役権を持つ者がその土地について所有者となった時，最高にみのり豊かなものとなろう。この線に沿い，地役権を申出た側もみずからその土地について所有者たらんと，画策した。しかしなお所有ということに寄せる領主の執念には，かなり根深いものがあった。そしてこの間の調整くらい，難航をきわめたものはない。領主は土地を利用させることにより，極端な場合，恩義を売るとすら考えた。このため，たとえ所有を認めたとしても，そこにはいろいろと強圧的要素が残るということにもなっていく。しかしまた王は，かかる点の是正になみなみならぬ関心を抱いた。

(1) これが，rente foncière と呼ばれる状況。立入っては，後述の II, 1, A のところ。
(2) 一般に，cens et rentes という表現で一括されるのが，これ。その詳細を，別稿において触れるはず。

II

1 地役権の発動

A 利用強要権[1]の検出

地役権により土地にありつこうという際，しばしば利用者は，土地の使用だけで満足せず，深くその土地の所有にまで，かかわろうとした。地役権を介し，土地の所有を見込むわけである。これが，使用強要権といわれる場合か。地役権により土地にありつく時，使用強要権によろうという場合が基本で，現にほとんど全土的にみられたといっても過言ではない。南部においてはそれがごく普通であり，北部でもしばしばみられ，西部でもかなりの事例が確認されている。

今や利用者が事実上の所有者として，彼の使用する土地に向かうわけである。こうした限り，安定した環境のもと，土地と対する，息の長い仕事にも精が出ようというべきか。使用強要権を申出る時，かかる事態の達成が狙われた。しかしことが順調に運んだかどうかはまた，別の問題であろう。継続的な使用を認めた代価に，たとえ欠損でも，地役権の放棄が領主により拒否されるという時，事態は最悪の状況に落込んだ。土地にありつけたことにより，皆が皆，報いられたとは限らない。

使用強要権の貫徹　地役権を介し，その土地について事実上の所有者になろうという際，彼は単純に，土地による収穫についてだけ，負担のことを考えていればよかった。事実また負担は，純粋に彼が汗した収穫物だけに限られていた。しかしこうした負担のため，労働による収穫の圧倒的部分が召上げられた[2]。かかる負担こそ，損料といわなければならないものであった。というのは，その支払に応ずる限り，彼は土地の使用について自主的に振舞い得たからにほかならない。今や土地で何を収穫しようと，彼の自由である。土地について模様がえを黙認したということで，使用強要権に対して要求される負担は，どうしても損料ということになっていったのであった。

所有する土地についてはもともと，生活の資を，そこから直接的に得ることをたてまえとした。しかし今や，所有する土地のうち，手におえない部分を，その利用を望む者のため開放し，損料を得ることにより間接的に，生活に必要な資を引出そうというのであった。とにかく土地をめぐって，利用と所有が分化することになったのである。しかし使用強要権では，所有権が利用者に引継がれるという点に特徴があった。しかし彼が無限に引継いでいいというわけのものでもない。時効を避けるため，ところによっては，30年ということに利用の期間を限っていた。

土地に対し，これを利用する側の立場が強く作用したことは明白である。もはや彼を，土地に

(1) rente foncière のことを，ここでは，そう訳することにした。
(2) この事実だが，LEFEBVRE, G., *Observations sur les rentes perpétuelles dans l'ancien droit français*, Nouvelle Revue historique de droit française et étranger, 1914, pp. 105-135 参照。

ついて準所有者ということが許されるのではなかろうか。こうした地役権を介し，やがて彼は，生活のための本格的な場を回復するということにもなっていく。一方また領主だが，利用者を事実上の所有者に仕立て，いわばその保守的な心情をテコに，収取を確実化できればというのであった。

利用強要権の限界　土地により汗し，その結果としての収穫だけを対象に，使用強要権については収取が考えられていた。今や収穫の大部分が，損料として召上げられるということになった。こうした損料に応じた限り，その代償の意味を込め，使用強要権を容認した領主は，かかる土地について，いかなる他の拘束も持込まないということにした。領主により，移転税が放棄されたばかりではない。先買権や狩猟権まで断念したのであった。こうまで譲歩できない場合，領主はその旨，契約中に明記しなければならない。一連の，こうした事実は，損料の徴収に対し領主が寄せる期待の大きかったことを物語るものにほかならない。

利用強要権により土地にありつこうという場合，とにかく，その土地に対する損料に応ずるだけでいい。損料を支払う限り，彼はいつまでも土地を追われるということがなかった。しかし損料が高いと思えば，彼はこの土地を放棄した。その際，損料について未払分があれば，これをすませ，また土地をもとの状態に戻すことが義務づけられていたのであった。しかしまたごくまれに，土地を離れることを，何としても許さないという。つまり彼は規定に従い，何とか損料を支払い続けなければならなかったのである。今や彼は損料について，個人的な責任をおうことになった。彼はかかる責任を，誰に対しても転嫁することが不可能である。領主によりここに，利用者の土地への，決定的定着化が打出された。その影響もあり，たとえ欠損でも，利用者は土地から離れることができないという状況が，18世紀末には常態といったらいいくらいであった。

しかしなお，利用強要権については相続が認められていた。その場合，損料だが，相続者の間で，各自の相続分に応じ，分担して支払うという規定であった。相続者はこの支払について，皆で連帯の責任をおったわけである。かかる限り，相続者の財産はあげて，損料の支払のため振向けられ，抵当物件として利用するということすら不可能であった。使用強要権を相続した時，こうした不利は避けられない。損料の不払を嫌い，予防措置は執拗をきわめた。しかもまた損料が小麦若干というような場合，相続者間の協議により，相続分に応じ，少量ずつながら損料が分担されるということになるわけだが，厳密さを求めるあまり，この配分をめぐって相続者の間に対立の生ずることが多かった。そしてこのわずらわしさから，相続権を放棄する者が続出したほどという。

利用強要権をめぐって，もはや制度上の欠陥は明白である。そしてこれが，利用強要権の存立すら危険にした。問題は，移転が円滑に運ばないという点にあった。欠損でも，利用強要権を放棄できないという時，移転は重大な障害に直面した。損料が収入を上廻われば，土地の荒廃は避けられず，あえて領主はこれも辞さないというのであろうか。王はかかる事態に直面し，地役権をこうし

た形で認めることに強い難色を示した。[1] 脱落者が多く出たことに狼狽した領主のなかにも，もう他人に土地を，そうしたことで利用させるのを断念する者もあった。[2]

使用強要権の終焉　地役権を得たならば，彼はその土地にいつまでも安住したいと願った。かかる目的の達成のため，みずからその土地について所有者になることが捷路であろう。地役権者が土地の所有者に転じ，息の長い仕事もいとわなくなれば，領主もまた有利なこというまでもない。

こうしたなかで領主は，地役権を願う者の申出を，いちがいに拒否するわけにいかなくなった。問題は，そうした申出をどこまで認めるかであろう。使用強要権では，これを最大限に受入れた。従ってまた，強制された損料負担も大きかったのである。この間の調整は，地役権の対象となった土地により，また地役権を認めた目的により違って来よう。かくして地役権は，複雑な様相を呈することになる。[3] 土地と対する時，平等ということを掲げる，革命の基調からすれば，かかる状況の整序こそ，革命に際し第一にめざすところでなければならない。事実またこうしたなかで，利用強要権も大きく脱皮を迫られることになっていったのであった。[4]

B　過疎地帯における地役権

国境に近いとか，戦争によるとかで，過疎状況にある地帯では，人口誘致の必要にかられよう。こうしたなかで領主は，地役権を申出る者に対し，優遇措置を打出さざるを得ない。それに乗じ，利用をめぐり横暴な挙動に出る者，利用のため有利な契約を願う者，そしてついに，自分で汗した収穫から，ほんの一部を差出すだけで利用を続けるという，あつかましい者まで現われた。こうした者にとり，せっかくありつけた土地に，そのままいすわれれば，これに越したことはない。事実，どうか。収穫から一部を，損料として差出すだけであれば，彼はもう安心というものである。

横暴な利用[5]　北フランスの，ごく一部に，それがみられる。[6] いつまでも地役権を，むりじいするという状況にほかならない。領主がこれをこばみ，没収するという挙に出れば，村の者と結束し，暴力に訴えることも辞さなかった。とにかく彼は地役権に，間違いなく定着したい。

地役権を，こうした形で持った時，土地の所有者が自身で利用するというほか，もはや彼は彼の意志に反し，土地を明渡さないですんだ。従って追放ということが，かかる地役権に関しては起こらない。地役権者が土地を離れるとすれば，土地を提供した領主との間に了解が成立したか，地役権を彼が自発的に手放すか，そのいずれかの場合であった。地役権に対しては当然また，損料という

(1)　くわしくは，Olivier-Martin & François, J. M., *Histoire de la coutume de la prévoté et vicomté de Paris*, 2v. 1922-30, pp. 481 et suiv. 参照。1441年，1539年，1553年と，勅令は再三にわたる。
(2)　これについては Viollet, P., *Histoire du droit civil française*, 2éd. 1893, pp. 692-693 に注意。
(3)　後述の II, 1, B, C により，その一端を示そうとした。
(4)　そうした経過をめぐっては，私の当面の仕事，「フランス土地制度史研究」第2部の「土地の解放」で扱われることになろう。
(5)　これにより，mauvais gré といわれる事態が問題である。
(6)　かつて Pévèle と呼ばれ，今日，Châtellenie de Lille, Orchie, Saint-Amand にまたがる一帯が，その範囲。

ものが支払われなければならない。その際，地役権者は有利な立場を維持することができた。事実また彼は損料について，彼のいいようにしたのであった。もはや彼がその増額を，全面的に拒否したばかりではない。彼はまた損料を一般よりも低いところに抑えることに成功した。重要なことは，この状況が彼において，時効として持続できたという点か。[1] 加えて，地役権を持つ土地が売却される時，彼はその土地の購入について特権的な地位に立っていた。かかる場合，彼こそ，唯一の購入権者ということにほかならない。もし彼が買うことを望まず，地役権者としてとどまるというだけで満足ならば，同じ村にいる誰か1人が購入について独占的権利を持つことになった。[2] 今や地役権者は，その土地について優遇された。この代償として彼はまた，領主に支払う損料を，値切ろうなどということを考えなかった。

しかし地役権者は贈与，遺贈について，その土地があたかも自分に属するかの如く，勝手に振舞い得た。もはや彼には，地役権の売却も可能である。代金として彼は，土地の価値とほとんど同額のものを要求した。彼はこの代金中に，彼がその土地のため持込んだいっさいのものまで含めようとした。しかしまた地役権が領主と合意のうえ，競売に付されるということもあった。地役権が移転した場合，領主に支払う損料の扱いだが，当然これは新しい地役権者の負担するところ。しかしもとの地役権者もその支払について共同の責任をおったのであった。また地役権が多くの者に移転したという場合，損料については各自の分に応じ，支払分を定めたばかりでなく，支払について新しい地役権者の間の共同の責任ということすら申合わされていたのであった。とにかく地役権者は領主のため，全面的な責任を打出そうという。かかる限り，地役権について移転が起こった際，領主は損害を受けるということがなかった。従ってまた領主は地役権者に対し，移転について自由を保証するということにもなったのである。ただ場所によって領主は，地役権者の交替のたび，新来者に対し登録税の支払を義務づけていた。そして領主は逐次これを，2倍，3倍と，釣上げていった。しかし支払の時期だが，地役権の開始後，半年か，しばしば1年後ということでよかった。それでもこれが，領主とのかかわり合いを示す，最後のものとしての意味を持っていた。[3]

違反に対しては，非難とか批判とかいう以上に，苛酷な罰が持出された。事実また領主は，殺害や財産没収ということで臨んだ。しかしその執行については，村の者の皆の意向をたしかめなければならなかった。場合によっては，村の皆の支持を必要とした。村側の結束はかたく，違反についてしばしば，黙殺を申合わせた。このため裁判所の調査も思うにまかせず，違反が見逃がされるということも多かった。地役権者は何の賠償も払わず，領主自身がその土地を耕作しようとしたことで，彼は殺されたが，犯人すら発見できないという始末である。[4] しかし徹底して仲間をかばおうと

(1) それをめぐっては，Debouvry, F., *Etude juridique sur le《Mauvais gré》*, 1899, p. 40 参照。
(2) Debouvry, p. 52.
(3) 登録税を，épingles とか，chaine de la dame とか称したことに注意。一般に，とめがねのこと。
(4) 1783年の事件，Debouvry, p. 152 から。

したわけではなく，しばしば違反の摘発に村側は積極的ですらあった。無法者の横行で領主が損をするだけではなく，自分たちにも害の及ぶことを，皆がよく知っていたためにほかならない。事実また違反者に対しては，あらゆる不名誉な言葉があびせられていたのである。[1]

協約による利用[2]　協約のいちいちに違反しない限り，子々孫々にいたるまで間違いなく地役権が続く状況をいう。しかしまた，地役権にありついたならば，彼は執拗なまでそれに固執した点，特徴的といわなければならない。

こうした事態を，北フランスの国境地帯にみることができる。[3] 周知の如く，そこはもともと，経済状況が悪く，15世紀早々の戦争により，事態は悪化の一途をたどり始めた。劣悪な，この状況に対処しようと，早くも13世紀に領主は，特別の地役権に応ずることになった。[4] かかる地役権では当然，地役権者の優遇に力点がなければならない。もはや地役権者の追放どころではなかったのである。あえてそれをした時，領主はうらまれ，しばしば放火や殺害という，無残な報復を受けた。不穏な事件に，王はあわてた。そして命令を発し，かかる暴行を抑えようとした。しかしこれによっても，鎮圧は不可能で，地役権者は横暴の限りをつくした。[5] 問題は，利用について継続を認めたところにあった。王はこの点を封じようと，執拗な努力を続けたが，何の実効も挙げ得なかった。

とにかく利用に際して，間違いなく継続が認められるというのである。にもかかわらず損料は低く，領主といえど，これを増額することができなかった。しばしばまた地役権者は，損料の増額に同意した。こうした損料のほか，協約と同時に，彼は損料と相当額の，登録税を支払わなければならない。地役権者が交替した時，領主は新しい地役権者からも登録税を取立てた。しかしその額は，新旧，両地役権者の間の関係により違う。新しい地役権者が，もとの地役権者と血縁関係にない場合，登録税は釣上げられた。逆の場合には，そういうことがない。しかし地役権者の実子がこの権利を継承した時，登録税は取消された。

分益による継続利用の容認[6]　収穫から，ほんの一部を差出すことにより，その土地を継続的に利用しようというのである。百年戦争による荒廃で，住民を誘致する必要に迫られた時，領主はこうした申出にも応じなければならなかった。

かかる地役権だが，そのため開放されたのは，館に近いところにある領主所有の土地とか，領主が直轄する鳩舎，猟場，池，漁場であった。地役権は，直系の者に限り，相続が認められた。しかし彼は地役権を，正当な理由なく，放棄できない。また領主には，地役権者の追放が可能であった。

(1) 彼を呼ぶに，los, agosille, Jean foutre, depointeur 等。悪党，無頼漢の意味か。こうした状況については，Debouvry, pp. 121 et suiv. 参照。
(2) それにより，droit de marché という事態を扱う。
(3) 広く Somme 地方の東部。狭くはMontdidier, Peronne, Saint-Quentin, Pas-de-Calais の一帯。
(4) 起源のことをめぐっては，Lefort J., *La condition de la propriété dans le Nord de la France. Le droit de marché*, 1892, Ch. II 参看。
(5) その模様に関しては，Lefort, Ch. V に注意。
(6) これにより，métairie perpétuelle といわれる場合を扱う。

その場合，彼は地役権者のため，3分の1を残すか，相当額の賠償金を支払うかしなければならない。しかし3年間，地役権を行使しなかったり，物件に損害を与えたりした場合，領主はその権利を没収できた。

地役権を，こうした形で認めるのは，ごく限られた地方だけであった。[1] しかしそれが，直轄分における労働力不足を克服するための，かっこうな手段であることは疑いない。事実またかかる手法は他に対し急速な波及を示した。[2] そしてこれは，地役権をそうした形で得ることに同調する者が多かったためにほかならないのであろう。

C　農地の造成と地役権

未墾地が多ければ，これを開墾しようという，領主の関心も高いのである。従ってまた，開墾を申出る者に対しては，優遇措置に出ざるを得ない。しかし未墾地について地役権を認めた時，領主もまたこれにより，たしかな収入を見込まなければならなかった。とすれば，もはや彼は，地役権を願う者のため全面的に譲歩するというわけにもいかないのであった。どのへんのところで妥協したら，効果的に農地の造成が続けられるというものか。この間の調整をめぐり，領主はおおいに悩んだ。それだけにまた，王の介入する余地も残るというものであろう。今や当を得た状況の模索が望まれた。

ぶどうの栽培と地役権の強要[3]　ぶどうの若木を植え，その収穫から一部を差出すということで，未墾地の開放を狙うのである。これに乗じ領主は，未墾地を収入源に仕立てようとした。かかる処方を，早くから西部についてみることができる。未墾地の減少につれ，未墾地をぶどう生産のため振向けるということが，王により禁止された。事実また禁止の命令は再三にわたった。にもかかわらず18世紀にはいってもなお，ぶどう栽培を条件とすることにより，未墾地について地役権を強要しようという事例に出会わす。[4] しかしこの段階ではすでに，ぶどう生産が持つ重要性はかなり低下していた。

ぶどう栽培のため未墾地を開放しようという時，領主の目的は，未墾地の活用にあった。未墾地の提供を受けた者は，年々の収穫から，一定部分を現物で，土地の提供者たる領主に引渡さなければならない。その率は，最低の場合，収穫の8分の1，最高でも2分の1と，場所により違う。通例は4分の1から3分の1で，2分の1という場合は，ごくまれであった。[5] このほか彼は，提供された未墾

(1)　かかる地方としては，Marche, Limousin が挙げられよう。
(2)　それと関連には，RAVEAU, P., *L'Agriculture et les classes paysannes. La transformation de la propriété dans le Haute-Poitou au XVIe siècle…*, 1926, p. 212 を参照。
(3)　こうした事態こそ，contrat de complant と呼ばれるもの。かかる場合，ぶどうが一般的であるわけだが，ほかの果樹でもかまわない。
(4)　とりわけ，Anjou, Poitou, Comté Nantais, Maine, Aunis, Angoumois, Saintonge に多く，このほか，Guyenne, Auvergne でも散見できる。
(5)　これをめぐっては，GRAND R., *Le Contrat de Complant depuis les origines jusqu'à jours*, 1917, p. 51 参看。

地の規模に応じ，登録税を差出す。そして通例はこれを，にわとりで出した。しかしそれを，貨幣により支払っても差支えない。現実に，こうした転換はかなりおくれた。しかしまた彼には，各種の納金が義務づけられていた。例えば，巡回に出る土地の提供者のため，その経費を分担しなければならないという場合も起こった。指示に反し，ぶどうを植えない時，土地は没収された。そしてこの罰則は，厳重に守られていた。土地の利用について，いかなる変更も厳禁されていたわけで，もはや土地を，畑や草地に転用することすら許されなかったという。

ぶどう栽培ということで，未墾地の利用を申出た時，もともと，期間には制限があった。しばしば1年限り，[1] しかし通例は，5年から7年ということになっていた。しばしばまたこれだけを経過した時，半分を土地の提供者に戻し，他の半分に限り引続き，ぶどう栽培を申出た者の利用にまかせることもあった。しかし大抵の場合，期間については，これからさき，いつまでも，継続的な利用を認めるというふうに変わっていった。[2] そしてこれは，かなり短期のうちに達成された。継続利用という時，地役権の移転について，何の規制もない状況にほかならない。直系の者が相続した際，いかなる負担も及ばないというばかりではなかった。売却，交換，贈与により，地役権を譲渡することも差支えない。事実また譲渡に関し，領主の許可すら必要としなかった。しかし領主に対し，ぶどう栽培を強要したにもかかわらず，彼の都合により，その土地を放棄することができた。入植者が老年に達し，また経営に失敗したりした時，彼は勝手にその土地を離れ得た。

ぶどうの栽培を介し，土地にありつこうという場合，かかる状況はよほどに優遇されたものであった。今や彼はその土地について，所有者の地位に立ったというのも，同然である。しばしばまた，そこまでにいたらず，純然たる利用ということにあまんずる場合もみられた。かかる際，自身で植えたぶどうのほか，彼はその土地のうえの，いかなるものにも手を出すことができなかったのである。一方の，領主だが，それらの処置のため，わざわざ出向かなければならないという。[3] 差当っては，残した木の始末であろう。そして領主はこれができるということだけに，土地が間違いなく自分のものであることを感じとったのであった。

当を得た状況[4]　土地改良を目的に，領主は未墾地を解放した。彼はこの目的を達成しようと，未墾地について地役権を申出る者に対し，徹底した優遇策に出なければならなかった。しかしこうしたことがみられるのは，当然のことながら，フランスのごく一部で，[5] それも散発的に，16世紀末以降というにとどまった。優遇策の一環として領主は，未墾地に野生するすべてのものの処分を，地役権者の自主にまかせた。しかしこれについて，両者間に，たしかな協定があったというわけではない。ともあれ，もとからそこにあった木が無償で利用できるということで，彼はおおいに助かった。

(1)　GRAND, pp. 132 et suiv.
(2)　この経過をめぐっては，GRAND, p. 56 参照。
(3)　1787年のこと。GRAND, p. 107 参照。
(4)　地役権を，convenant ということにより認める場合。
(5)　地域的には，荒廃度の高い Bass-Bretagne と呼ばれる一帯。

こうした地役権だが，領主の都合によりそれを解消しなければならないという場合，領主は地役権者がこの時までにした改良のうち，協定の範囲内のものに限り，賠償の負担を義務づけられた。地役権者に対する措置のうち，これを上廻る優遇策はなかった。[1] しかし単にそこにとどまらず，地役権に対する損料について領主が，7年か8年ごとの支払でいいとした時，[2] 地役権者の地位は安定したものとなった。損料は割高だが，[3] 現物か貨幣の，いずれを選んでもかまわない。しかし現物の場合，つねに穀物であり，穀物のうち，ライ麦かカラス麦というよりむしろ，小麦が強要されることのほうが多かった。地役権者はこれを，領主のもとまで届けなければならない。領主がそれを取立てるため，出向くということはなかったのであった。

この際，注目すべきは，地役権の期間が一般に，6年か9年を越えないという事実であろう。もはや未墾地について地役権を申出ることにより，彼は損をするということがなかった。損料支払について，猶予期間が設けられ，しばしばこれが，地役権の期間を上廻っていたことを想起されたい。そればかりか，地役権から離れる時，彼の都合によらない限り，投下した労苦分に対しては賠償されるという仕組になっていた。かかることである以上，そう簡単に領主は地役権者を追放できなかった。地役権者はあまやかされた状況にあったといわざるを得ない。しかし領主は地役権者を，そうしたまま放置できなかった。事実また領主は，損料のほか，地役権者に対し各種の負担を義務づけようとした。なかでも運搬の夫役は重要であり，木材，乾草，ぶどうの運搬のほか，領主が館や水車場を造営するに際し彼は，運搬の仕事のため動員を受けた。しかしまた，契約の開始時には，登録税が取立てられた。そしてこれを領主は，契約更新のたび召上げようという。この種の負担だが，最初からかなり重いにもかかわらず，引上げられ，18世紀末までには，相当きついものになっていた。[4] 領主は登録税の設定により，未墾地に野生するすべてのものの処分を地役権者にまかせたことの代償のつもりでいた。しかしまたこの登録税が，損料を思うように取立てられない今，領主と地役権者を結ぶ唯一のきずなでもあったといって過言ではなかった。

ともあれ，地役権者は非常な安定を得た。しかしこれによりかえって領主は，収入の途をとざされるというはめにおちいってしまったのであった。収入源として，損料には期待が持てないことは明白である。こうしたなかで，損料を断念する領主も出た。今や地役権者は開墾する土地について，所有者も同然であった。領主はもっぱら登録税だけが頼りであるわけで，事実また領主がその増額に執心したことは前述した。17世紀にはいり，貨幣必要が増大した時，領主は地役権を彼に不利な，従って地役権者に有利な，こうした状況のまま放置することに納得できない。彼は地役権の設定に

(1) かかる状況こそ，domaine congéable といわれるもの。そしてこれがまた，convenant なる状況と，等置されていることに注意。
(2) Sée. H., *Les classes rurales en Bretagne, du XVIe siècle à la Révolution*, 1906, p. 280.
(3) Sée. p. 279 の指摘に注意。
(4) Sée. p. 273.

より，そこから最大限の収入を引出そうとした。そしてこの場合も，登録税の活用に注目するのであった。領主は損料を増額し，地役権者を自発的に立退かせることにより，同じ土地に新しい地役権者を誘致，そのたびに登録税を召上げ，これにより収入の増額を策するという挙に出たのである。そして領主はこの手法を，ほとんど仮借なく進めていった。[1]

収入増を願う領主のまえに，地役権者は苦境に追込まれた。しかしまた領主は，1年か，たった数カ月の猶予ということで，地役権者を追放することすら，あえてしたのであった。そしてこのことを組織的に運ぼうと，土地の評価がえ，従ってまた登録税の，合法的な釣上げという挙動に出たのであった。しかし領主はこうした追放だけにとどまらず，土地にもとから生えていた木の処分について，厳重な制限を設けようとした。そしてこれ以上に，地役権者にとり苦痛なことはなかった。従来までそうした木は，別に規定のないまま，地役権者の自由にまかせられていた。彼は領主の，突然の変身を怒った。しかし彼にできたことといえば，賠償金を払い，伐木の許可を得るのがせいぜいのところか。これでは，登録税を支払った意味がない。もはや木が自由にならないのである。そのため家や納屋の修復もおぼつかない。また農具の調達にもことかいた。作業能率の低下は明白である。こうしたなかで，地役権者の経営は悪化することにもなっていこう。

地役権者をかかる状況に追込んだことに，識者は強い反感を示した。そしてこうした地役権に彼は，社会諸悪の根源をみたのであった。かかる種類の指摘は早くよりある。王もそれに動かされ，こうした慣行を廃止し，それを，家産税により所有を認めるという状況に切替えることを勧告した。しかしこれが実施される範囲はごく限られ，革命までかかる慣行は根強く残ることになったのである。そしてこれについては，かかる圧迫にもかかわらず，それにより実害を受けた者が，地役権者のすべてでなかったということを想起する必要があろう。事実また，地役権者の間には，高度に恵まれた状況にある者もいた。従って一部に，こうした地役権に対する強い反発があったとしても，それは，地役権者を全体としてまとめるというまでにいたらなかったのであった。なかには，この制度の維持を主張する声があり，しかもそれがかなり高かった。土地改良に着実な成果を挙げ得た時，彼は高い負担にも欣然と応じなければならないと考えたのである。一方また当然のこと，廃止や改革を求める声も出ていた。混乱した，こうした状況の整序こそ，当然また革命の議論の日程に乗せられなければならなかったものであった。

2　恩義による所有

A　強権下の所有[2]

通例みるように，現物家産税により所有を確認しながら，しばしばまた領主は強圧的な態度に出

(1) こうした事態の進行をめぐっては，Sée, p. 292 et suiv. に注意。
(2) quevais という状況に，所有がある場合。

た。もっともこれは，フランスの，ごく一部[1]，それも若干の教会領で散見されるくらいであった[2]。領主の強圧のもと，土地について所有を断念しなければならないほどの者も現われたという。

強圧の実相　第一，現物家産税そのものが高く，収穫の7分の1，例外的には4分の1に達した。現物家産税を確実に取立てるため，領主は土地の3分の1について収穫を強制した。しかし現物の家産税を貨幣に換算し，差出すことは差支えない[3]。ほかに，夫役が強要された。

しかし強圧的な措置は単にこれだけにとどまらず，相続についても及んだ。そこでは，相続が末子の男女に限定されるということになった。所有者が実子を残さず，死亡すれば，彼の土地は領主により引上げられた。そしてこれがまた領主のため，重要な収入源となっていたのである[4]。もはや所有者は，相続について不利な立場に追込まれた。にもかかわらず，耕作に対して彼は，積極的に取組まなければならない。1年と1日，これを怠れば，彼の土地は没収されたのであった。それに加えて，領主の同意が得られなければ，土地を交換や賃貸に出したり，抵当に差出したりできない。そればかりか，売却についても領主の同意が必要であった。領主は売却を確認することにより，取引価格の4分の1，しばしば3分の1を，移転税として召上げようとしたのであった。

強権に対する反発　もはや領主の横暴は明白である。王はそれを認め，早くより領主に対し反省を求めたのであった。領主のなかにも，王のこの指示に従う者も出た。しかし所有者の側から，領主の強圧を避けようという動きが出たことは注目されなければならない。彼は自己の土地を，家産税による所有に組替えようとした。領主のなかにも，経営の改善，開墾の促進をめざし，この転換に好意的な者もいた。しかしかかる転換は，ごくまれですらある。こうした転換により負担が減ずるどころか，かえって増加することが恐れられたためであった。かかるなかで所有者は執拗に，地位の改善をめざした。しかし彼は強権からの離脱のため，相続の自由，従ってまた土地移転税の全面解消ということを打出すのがせいぜいのところか。それを達成すべく，彼はまた多額の賠償金すら支払おうという。しかしこれまた，領主の反対に出会わしたのであった[5]。

好転は容易に望めない。しばしばまた事態は悪化すらしていった[6]。その時，もはや彼は領主と身分的従属関係にはいることになった。彼には臣従が義務づけられた。また領主による立入調査にも応じなければならない。しかしこうした形で彼が領主から，ほかに土地を持つことを差しひかえさせられた点，せめてものさいわいといわなければならないのであろうか。ただし相続について今度は，実の男子ということに限られてしまった。窮屈な，こうした状況に，村の大半が追込まれた場

(1) Bretagne に限る。
(2) こうした指摘については，Sée, p. 10 を参看。
(3) Sée, p. 14.
(4) こうした事情に関しては，Sée, p. 13.
(5) くわしくは，Sée, pp. 13 et suiv. に注意。
(6) 以下では，所有について motte と呼ばれる状況に触れる。

合すらある[1]。

B　重家産税[2]

土地について所有を確認するに際し，領主は家産税を取立てるということにした。これがまた，広くみられた慣行でもあったことは周知のところであろう。しばしば領主はそれだけで満足せず，かかる土地に対しかなり乱暴な態度に出た。こうした場合，家産税は重家産税とも呼ばるべき性格をおびることになった。世襲地とはいえ，今やそれに，厄介な負担が及ぶのである。領主は家産税を単に支配の表徴たるにとどめず，家産税により実益を狙おうということにしたのであった。ところで，この実益とは一体，何だったというんだろうか。

所有を確認する場合，かかる方法によろうという事実は，フランスの多くの場所でみられた。そしてまた 16 世紀以降，ところにより著しい普及を示す[3]。18 世紀にも領主はこれを，土地所有確認のための手段として重視したのであった。

起源　家産税を支払うほどの境遇にいながら，なお彼はしばしば領主から，強度の身分的拘束を受けるという始末であった。彼が奴隷の出であれば，この点はとくに極端といわれた。

重家産税に応じた時，そもそもの起源といえば，かかる身分的拘束の解消に狙いがあった。土地にあずかり得たということ自体，領主の恩義に発するものであれば，身分的拘束と引替えに，重家産税にも服しようという以外に彼は，自己の立場を改善する手段がなかったのであった。

暴力の行使　重家産税という時，貨幣，小麦，にわとりからなった。そして原則としてこれらのうち，2つをもって取立てられた。しかし18世紀には，貨幣による徴収が支配的となった。もはや小麦はまれである。しかしにわとりだけは依然として続き，この土地が領主に対して特別な関係にあるということを示した。

今や重家産税は貨幣に統一された。貨幣価値の低下のなかでそれが起こった時，領主は収入減を克服しようと，登録税を徴収した。しかしまた，領主のため重家産税を負担する者は，夫役に応じなければならない。夫役は年に3日という場合から，ごくまれというところ[4]まで，とにかくさまざまである。領主に対する負担はすべて，4リュー以内に住む限り，領主のもとまで届けなければならなかった。また3年間，負担に応じない時，その土地は没収ということになる。この規定は厳重に実施された。もしそこから脱しようと思えば，未払分を完済しなければならない。重い負担を避けようと，

(1) その模様を，D'Espinay G., *L'ancien droit successoral en Bass-Bretagne*, Nouvelle Revue historique de droit française et étranger, 1895, pp. 287 et suiv.
(2) これにより，bordelage と呼ばれる土地に対する家産税を扱う。世襲地のなかで，重家産税の及ぶのがまた，bordelage にほかならない。Bourgogne や Bourbonais において taille réelle とか，Auvergne において mainmorte と呼ばれるものも，重家産税に準ず。
(3) 注目すべきは，Nivernais における展開。Boucomont A., *Des Mainmortes personnelles et réelle en Nivernais*, 1896, p. 107 の指摘に注意。
(4) このことは，Boucomont, p. 77.

よく逃散ということが起こったが，その時も，未払分をすませるばかりでなく，整地してから立退くことが義務づけられていた。(1)

重家産税により所有を確認された土地について，領主はまた，分割を禁ずる。領主の許可なく，一部でも他に譲渡すれば，1年と1日の猶予で，旧に復さなければならないという規定であった。たとえ親族の間でも，これに準じた。かかる規定に従わない時，その土地は没収された。しかし土地を一括して同時に，手放すということは差支えない。ただしその場合にも，領主はかかる行為に対し拒否権を保留した。また場所により，そうした場合，移転税を取立て，譲渡を許すということもあった。しかし移転税は相当の高率になる。取引価格から領主は，その半分を召上げるという暴挙に出た。にもかかわらず彼は，3分の1を取立てただけといって，平然としていたのである。この根拠だが，領主の評価では，その土地が，売値の1倍半ということなら妥当と信じたことにあった。こうした状況の続く限り，土地から離れるということ自体，いよいよ窮屈になっていこう。土地について所有を続けるため，重家産税にも応じようという決意をした時，もはや彼は土地にそのままいすわるか，不利を承知で，土地を全面的に放棄するか，そのいずれかを選ばなければならない。彼には領主の力が及んだ。かかる拘束により領主が真にめざしたところは，土地を，それを所有する者の実子のほか，継承させたくないということにあった。実子のなかでも，父の死亡時に父と一緒に生活していた者に限るとした。この規定を多少とも緩和するところ，しかしまた厳密に実施を迫る場合，とにかく対応はさまざまであった。もはや今は，逃散とて簡単にいかぬ。重家産税に切替えたことでかえって彼は，領主との関係を深めていった。こうしたなかで，土地の流動性が上向することは疑いない。

結審　重家産税にもあえて応じようという時，もともと，土地の所有について領主から，確認を得るためであった。そしてまたこれにより願われたことといえば，一般にその土地が，間違いなく血縁者に相続できるという保証の獲得であった。しかし重家産税のもと，この点に重大な齟齬が生じた。知られる如く相続者を，血縁者一般としない。実子に限るわけだが，その際もさらに面倒な限定を設け，実子のなかでも，父の死亡時に，父と一緒に生活していた者としたのであった。違反に対しては，当然また，没収ということ。かかる限り，所有を続けるべく，領主に頼った意味がない。

所有について，今や不安定な状況が起こってしまった。そして18世紀を通じ，これくらいいやがられたことはなかった。当然また不平は，かかる制度により苦境に追込まれた，直接の当事者の間で大きかった。しかし他面，第三身分に属する者からは，この制度に対し特別の疑義というほどのものも出ない。(2) 土地により営利の機会を狙う第三身分にしてみれば，重家産税のもと，土地の流動化が促進されるのは，好都合ですらあった。重家産税をめぐる，かかる利害の対立もまた，革命が決着すべき課題として残されたのである。

(1)　この種の規定は拡大され，しばしば付属の建物の修復にまでも及んだ。Boucomont, p. 79, n°2 参照。
(2)　この点は，Boucomont, p. 111, n°1.

III

地役権者として土地にありついたならば，彼はその土地について所有者たらんことをめざした。こうすることが彼にとり有利であるばかりでなく，地役権を認めた領主にとっても好都合なことであったからにほかならない。土地をめぐり，この両者の間に，かくもみごとな関連が成立したについては，第三者として王の介入におうところ大であった。

しかしもとより，地役権者が土地の所有にまでいたる過程には曲折があった。広くおこなわれた手続では，損料負担を大にし，そのかわり，土地に対するいかなる規制も免除しようという。しかしまた逆に，損料負担を低減する代償として，各種の規制が持込まれる場合すら起こった。かかる規制では，登録税徴収を前面に打出していた。(1) 契約の更新時に領主は，登録税を取立て，損料の低減分を補塡しようというのであった。しかしついには，登録税だけが，地役権を設定した際，領主にとり，その土地について，唯一の収入という事態までみられた。今や地役権に対する，損料の負担は消えた。かかる際，登録税は異常なまでに釣上げられ，地役権による安定すら断念しなければならないほどであった。

18世紀を通じ，土地について恵まれない者の間で，所有への模索が続いた。しかしことがすんなりと運ばれるというものでもない。さいわいなことに，王の介在により，領主の勝手が封じられることのなかで，わずかに彼は，財産形成のための機会を見出すことができた。彼はひたいに汗した分をことごとくはき出してまで，土地について所有を狙う。しかしまた，はたして革命は，こうした労苦に報いるところがあったのであろうか。(2)

（経済学部助教授）

(1)　前出 p. 11 の注1を参看。
(2)　私の当面の仕事，「フランス土地制度史研究」では，この点に関して，第2部「土地の解放」で触れる。直接には，後日本誌に所収予定の，「フランス革命と地役権」を参看されたい。